

外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金 Q & A（令和 8 年度）

1 （全般）対象施設・対象者について

Q 1 当法人には、技能実習生や特定技能外国人が在籍している。しかし、介護福祉士資格取得に向けた支援は行っていない。この場合、補助金の対象となるか。

A 1 対象となりません。在籍する外国人介護職員に対して介護福祉士資格取得に向けた支援を行っている介護施設等が補助の対象となります。

Q 2 当法人では技能実習生を雇用しているが、本人が 5 年の在留期間が終わったら母国へ帰ることを希望しており、介護福祉士資格取得に向けた支援は行っていない。この場合、補助金の対象となるか。

A 2 対象となりません。本事業の対象となる外国人介護職員は、在留資格を問わず介護福祉士資格取得を目指している者です。

Q 3 既に介護福祉士試験に合格した者は対象となるか。

A 3 対象となりません。本事業の対象は「介護福祉士資格取得を目指している者」です。

Q 4 技能実習生の対象職種に「医療・福祉施設給食製造」は含まれるか。

A 4 含みません。技能実習生の対象職種は「介護」のみとなります。
また、特定技能外国人についても、介護に従事する者のみ対象となります。

Q 5 雇用予定である者は対象となるか。

A 5 **地域生活費（居住費）は、申請日時時点で雇用していない者は対象となりません。**

地域生活費（居住費）以外は、年度内に雇用する場合は対象となります。ただし、雇用予定であることを証明できる書類の提出が必要です。

Q 6 申請後に新たに外国人介護職員を雇用することになったため、対象者を追加したい。

A 6 後から対象者を追加することはできません。申請は一度にまとめて行ってください。

Q 7 年度内に在籍していたが、申請日時時点で既に退職している者や、退職する意向がある者は対象となるか。

A 7 対象となりません。本事業は、介護福祉士資格取得を目指し、日本で長く働くことを希望している者を対象としています。従って、申請日時時点で既に退職している者や退職の意向がある者は対象となりません。

Q 8 前年度中に支払った経費は対象となるか。

A 8 介護福祉士資格取得に必要な経費及びコミュニケーションを促進する取組に係る経費は対象となりません。

留学生の日本語学校の学費は当年度分（4～3 月分）の学費に限って対象となります。

地域生活費（居住費）は当年度分（4～3 月分）の家賃に限って対象となります。

なお、全ての経費について、支払いが当年度中（3 月末日）までに完了しない場合は対象となりません。

2 介護福祉士資格取得に必要な経費について

Q 9 実務者研修の受講料は補助対象か。

A 9 実務者研修の受講料は本補助金ではなく、「介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）補助金」を申請してください。

実務者研修の受講にあたり必ず発生する費用は、「外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金」では申請できません。

なお、実務者研修の受講にあたり、自主的に購入する教材の費用や追加で受講するオプション講座の受講料など、法人が独自に取り組む内容に係る費用は、「外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金」で申請ができます。

3 コミュニケーションを促進する取組に係る経費について

Q 10 認知症介護基礎研修の受講料は補助対象か。

A 10 対象となりません。

Q 11 介護技能実習評価試験及び介護技能評価試験の受験料は補助対象か。

A 11 対象となりません。

Q 12 日本語能力試験の受験料は補助対象か。

A 12 N 1、N 2、N 3 のみ補助対象とします。

Q 13 日本語学習の支援について、日本語講師に資格要件はあるか。

A 13 講師の資格要件はありません。

Q 14 特定技能 1 号の外国人介護職員の支援を登録支援機関に委託する場合、1 号特定技能外国人支援計画に含まれる「日本語学習の機会の提供」に係る経費は補助対象か。

A 14 対象となりません。

Q 15 外国人介護職員を受け入れるにあたって監理団体等へ支払う手数料は補助対象か。

A 15 対象となりません。

Q 16 日本語学習に使用するパソコンやタブレット端末の購入費は補助対象か。

A 16 パソコンやタブレットを他の用途でも使用する場合は、補助対象となりません。

Q 17 通信費 2 年分付きの多言語翻訳機を購入したが、全額補助対象か。

A 17 当該年度分のみ補助対象となりますので、按分してください。

Q 18 交流会に係る飲食代は補助対象か。

A 18 飲食に係る経費は対象となりません。

4 留学生が在籍する日本語学校の学費について

Q 19 留学生の介護福祉士養成校に係る経費は補助対象か。

A 19 対象となりません。

Q 20 留学生に日本語学校の学費を貸与し、一定期間勤務した場合に貸与した金額の一部を免除とする場合、対象となるか。

A 20 返還免除要件付きで貸与する分のみが対象となります。

(例) 30 万円貸与し、一定期間勤務した場合に貸与額の 1/3 を免除する場合、10 万円が本補助金の対象となります。

Q 21 介護福祉士養成校入学時に就学資金の貸付を受ける場合、本補助金の対象となるか。

A 21 介護福祉士養成校入学前までの日本語学校在籍期間の対象経費が本補助金の補助対象となります。

5 技能実習生または特定技能外国人の地域生活費について

Q 22 敷金、礼金、更新料、保証金、仲介手数料、環境維持費は補助対象か。

A 22 対象となりません。

Q 23 本人が住居を借り上げ、法人が住宅手当を支払う場合、補助対象か。

A 23 対象となりません。

Q 24 登録支援機関が住居を借り上げ、法人は家賃相当分を登録支援機関に支払う場合、補助対象か。

A 24 対象となりません。

Q 25 対象者が産休・育休中の期間は補助対象か。

A 25 対象者が入居している場合は対象となります。入居していない場合は対象外です。

Q 26 月途中から発生する家賃等はどのように記入するか。

A 26 居住が1月に満たない月（日割り計算となる期間）は補助対象外とします。

（例）5月15日に入居→5月分家賃（15日～31日分）は補助対象外です。6月分家賃以降の10か月分が対象となります。

Q 27 法人が住居を借り上げ、本人から一定額の居住費を徴収しているが、法人が本人に対して住宅手当も支給している場合、本人負担額はどのようになるか。

A 27 住宅手当の支給している場合であっても、本人から居住費として徴収している金額を記載してください。

（例）本人から徴収する居住費5千円、住宅手当として別途2千円支給
→本人負担額は5千円と記載してください。（3千円ではありません。）

Q 28 生活に必要な日用品や家電の購入費、食費は本事業の補助対象となるか。

A 28 対象となりません。

6 提出書類及び申請全般について

Q 29 支払に係る報告書類として、レシートを提出してもよいか。

A 29 原則、領収書を提出してください。法人が負担したことが明確でない場合、レシートは受け付けられません。

Q 30 教材をインターネットで購入したところ、金額に送料や振込手数料が含まれていた。これらも対象になるか。

A 30 対象となりません。商品代金のみが対象となります。

Q 31 教材をインターネットで購入したところ、ショッピングサイトでポイントが付与された。その場合の実績報告額は、ポイントを差し引く必要があるか。

A 31 付与されたポイントがある場合は、現金換算して差し引いて報告してください。